

「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」実施要綱（改定版）

茨城労働局

1 趣旨

茨城労働局においては、平成 27 年 1 月から「STOP！転倒災害プロジェクト茨城 2015」を開始し、平成 28 年 1 月からはそれを発展・継続させ「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」として、業種横断的に発生し、かつ中期的に見た場合、増加率の大きい転倒災害（平成 11 年 354 件→平成 27 年 557 件：増加率 57%）の防止に重点的に取り組んできた。

しかしながら、転倒災害は増減を繰り返し（27 年 557 件、28 年 567 件、29 年 527 件、30 年 542 件）ており、減少傾向に転じたとは言えず、令和 4 年までに休業 4 日以上死傷災害を平成 29 年と比較して△5%以上減少させることを目標としている第 13 次労働災害防止推進計画の達成のためには、更なる取り組みが必要である。

こうした状況を踏まえ、業種横断的に転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的とする、「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」の一層の推進のための取組を実施する。

2 重点取組期間

「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」（以下、本プロジェクトという）の重点取組期間は、全国安全週間準備期間である 6 月及び年末・年始労働災害防止強化運動期間であり、転倒災害が多発し易くなる前の 1 2 月とする。

3 災害防止の重点事項

- (1) 屋内及び屋外作業場での 4 S（整理、整頓、清潔、清掃）活動の徹底による転倒災害防止
- (2) 水濡れ、油汚れ又は凍結した作業床等による転倒災害防止

4 茨城労働局の実施事項

- (1) 各労働災害防止関係団体等に対する啓発、広報の実施
- (2) 各種説明会等における周知
- (3) 茨城労働局ホームページによる周知

5 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情にあった本プロジェクトの周知及び広報活動の実施
- (2) 小売業、社会福祉施設、飲食店をはじめとする第三次産業等の転倒災害多発業

種に対する個別指導等の実施

- (3) 各種説明会等における本プロジェクトの趣旨説明の実施
- (4) チェックリストを活用した事業場への指導の実施

6 各労働災害防止関係団体等の実施事項

- (1) 会員事業場等への周知啓発
- (2) 事業場への転倒災害防止対策の指導援助

7 事業場の実施事項

(1) 重点取組期間において実施する事項

① 6月の実施事項

- ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全衛生委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
- イ チェックリストを活用した安全衛生委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発、職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

② 12月の実施事項

- ア 年末・年始労働災害防止強化運動の取組の一環として転倒災害防止対策を推進する。
- イ 積雪、凍結が本格化する前に、冬季に向けた転倒災害防止対策の準備を進める。

(2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凸凹、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清潔、清掃）の徹底による床面の水漏れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険個所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ⑦ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ⑧ 事業場の高年齢労働者（特に女性）が就業する箇所を確認し、①から⑦の重点的な実施
- ⑨ 転倒予防体操の励行
- ⑩ 転倒・腰痛防止用視聴覚教材（「職場のあんぜんサイト」に掲載）等を活用し、転倒災害及び防止対策の繰り返しの注意喚起

(3) 冬季における転倒災害防止対策

- ① 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底
- ② 大雪、低温等に関する気象情報の活用によるリスク低減措置の徹底